二、会長の職務

会長は、この法人の業務を統括し、この法人を代表する。

三、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

四、理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

五、理事会は、この法人の業務執行の決定を行う。

六、理事会は、次の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一、予算及び事業計画の重要な変更

二、定款の変更

三、その他重要な財産の処分及び譲受け

四、長期借入れ及び重要な財産の担保提供

五、合併又は解散

六、その他この法人の業務に関する重要事項

七、理事会の招集は、会長が行う。

八、理事会の議長は、会長がこれに当たる。

九、理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって行う。

十、理事会の議事については、議事録を作成する。

十一、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。